



平成 21 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役社長 菊川 剛
(コード番号 7733 東証・大証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 矢野 賢一
(TEL. 03-3340-2111(代))

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 27 日開催の当社取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更について

- (1) 変更の理由
投資家の利便性を高め、個人投資家をはじめとする投資家層の幅を拓げるため。
- (2) 変更の内容
単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。
- (3) 変更予定日
平成 21 年 5 月 1 日 (金)

2. 定款の一部変更について

- (1) 変更の理由
上記単元株式数の変更に伴うものです。
- (2) 変更の内容 (一重下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 後
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p><u>② 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p><u>② 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>附 則</p> <p>(<u>単元株式数に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第 9 条の変更は、平成21年 5 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u></p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p><u>② 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第 9 条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

※「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことにより、当社普通株式は、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号）に基づき、株式等振替制度（株券電子化制度）で取り扱われています。これに伴い、決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、当社は定款第 7 条（株券の発行）の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされ、法律上当然に上記定款第 9 条中の二重下線部は効力を失っています。なお、当社は平成 21 年 6 月下旬開催予定の第 141 期定時株主総会において、株券電子化に伴い効力を失った定款の規定を廃止する定款変更議案を付議する予定です。

(3) 効力発生日

平成 21 年 5 月 1 日（金）

(ご参考)

平成 21 年 5 月 1 日（金）をもって、東京証券取引所および大阪証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

なお、大阪証券取引所における当社普通株式は、平成 21 年 3 月 27 日開催の当社取締役会において、上場廃止申請を行うことを決議しました。平成 21 年 5 月下旬を目処に上場廃止となる予定です。詳細については、本日別途開示の「大阪証券取引所における株式の上場廃止申請に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上